

別紙 令和5年産 畑作物共済（大豆、そば及びホップ）に適用する単位当たり共済金額

共済目的 の種類	農業保険法 第153条第1 項の農林水 産大臣が定 める区分	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲										
大 豆	1 類	1,310円	1,180円	1,050円	920円	790円	（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第2条第4項に規定する対象農業者（同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。以下「対象農業者」という。）が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、 2,990円 2,690円 2,390円 2,090円 1,790円 1,310円 1,180円 1,050円 920円 790円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあっては、 6,340円 5,710円 5,070円 4,440円 3,800円 ）					
	3 類	3,750円	3,380円	3,000円	2,630円	2,250円						
	6 類	乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆										
	7 類	1,310円	1,180円	1,050円	920円	790円	（対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、 2,990円 2,690円 2,390円 2,090円 1,790円 1,310円 1,180円 1,050円 920円 790円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあっては、 6,340円 5,710円 5,070円 4,440円 3,800円 ）					
		乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆 4,720円 4,250円 3,780円 3,300円 2,830円										
		乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆 3,750円 3,380円 3,000円 2,630円 2,250円										
	8 類	未成熟子実で収穫され、かつ、食品加工用である大豆又は農業保険法施行規則第140条第6項第3号に掲げる者が全相殺方式を選択する場合において同号に規定する書類によってはその用途ごとの収穫量が明確に区分できない大豆 1,730円 1,560円 1,380円 1,210円 1,040円 未成熟子実で収穫され、かつ、食品加工用以外の用途である大豆 4,460円 4,010円 3,570円 3,120円 2,680円										
	9 類	乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆 4,720円 4,250円 3,780円 3,300円 2,830円 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆又は農業保険法施行規則第140条第6項第3号に規定する書類によってはその品種ごとの収穫量が明確に区分できない黒大豆 3,750円 3,380円 3,000円 2,630円 2,250円										
	そ ば	2 類	2,110円	1,900円	1,690円	1,480円	1,270円	（対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るそばにあっては、 6,010円 5,410円 4,810円 4,210円 3,610円 2,110円 1,900円 1,690円 1,480円 1,270円 ）				
		3 類	夏そば									
4 類		1,420円	1,280円	1,140円	990円	850円	（対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るそばにあっては、 5,320円 4,790円 4,260円 3,720円 3,190円 1,420円 1,280円 1,140円 990円 850円 ）					
		秋そば 2,110円 1,900円 1,690円 1,480円 1,270円 （対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るそばにあっては、 6,010円 5,410円 4,810円 4,210円 3,610円 2,110円 1,900円 1,690円 1,480円 1,270円 ）										
ホップ		2,380円	2,140円	1,900円	1,670円	1,430円						

備考：この表において「単位当たり」とは、大豆及びそばについては10キログラム当たり、ホップについては1キログラム当たりとする。